

# 中小企業倒産防止共済 (経営セーフティ共済) 制度改正のお知らせ

～委託機関・関係機関の皆様～

令和3年2月5日に閣議決定され、第204回通常国会に提出されていた「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案」が成立しました。本改正法において、中小企業等経営強化法に中小企業倒産防止共済法の特例が新設されます。

## 1 中小企業倒産防止共済法の特例について

### (1) 概要

新設された中小企業等経営強化法第64条の2の規定により、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けている中小企業者は、中小企業者でなくなった場合でも、当該計画の実施期間内は中小企業倒産防止共済法上の中小企業者とみなされ、中小企業倒産防止共済法第9条に規定する共済金の貸付け請求を行うことができるようになります。(令和3年8月2日から適用)

### (2) 事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化計画制度について

中小企業者が、防災や減災の事前対策に関する計画を自ら策定し、経済産業大臣の認定を受ける制度です。

中小企業者が単独で策定する計画が「事業継続力強化計画」であり、複数の中小企業者等が共に策定する計画が「連携事業継続力強化計画」となります。

共済加入者で、当該認定を受けたい中小企業者は、経済産業局へ認定申請書を提出ください。なお、電子申請も開始しております。(申請後、通常約45日で計画が認定されます。)また、認定企業は中小企業庁のホームページに企業名とホームページのアドレスが原則公表されます。

<中小企業庁のホームページ>

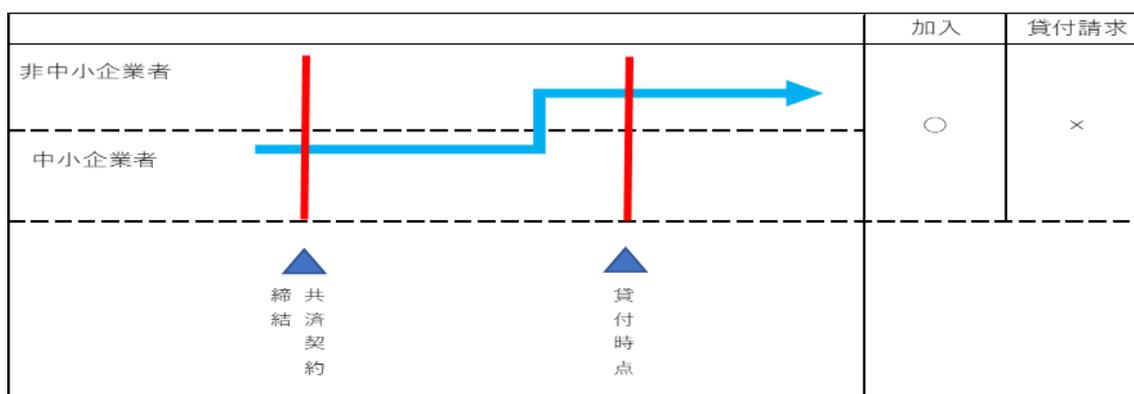
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/list.html>

令和3年7月30日

(3) 特例のイメージ

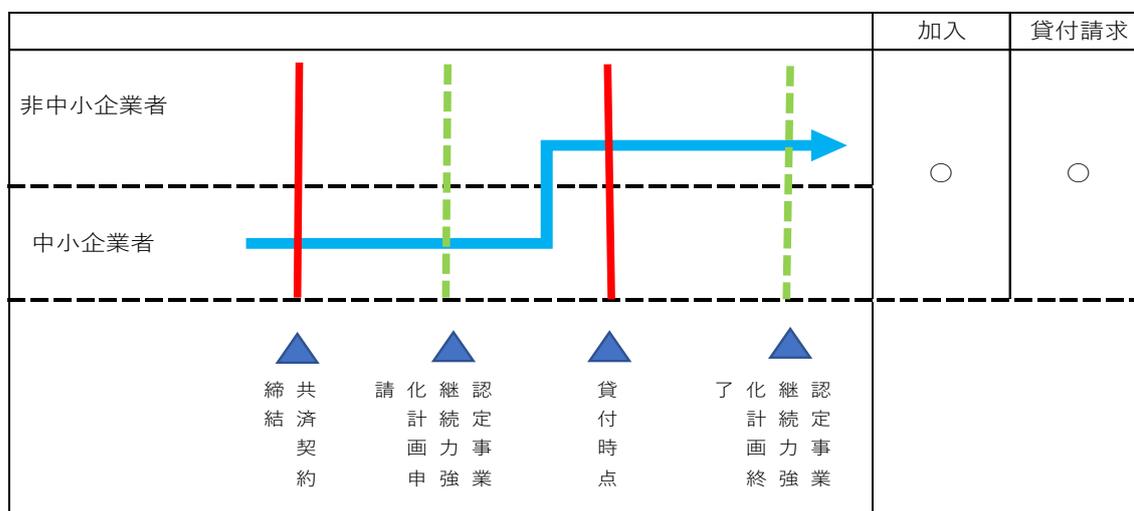
○ 原則

共済金の貸付け請求時に中小企業者に該当しない場合は、共済金の貸付けの請求ができません。



○ 今回追加された特例

事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた中小企業倒産防止共済の契約者は、共済金の貸付け請求時に共済法の中小企業者の定義に該当しなくても、計画の実施期間中であれば共済金の貸付け請求をすることができます。



2 制度改正に伴う様式の変更について

制度改正に伴い、「契約申込書」(様式㊦101)、「貸付請求書」(様式㊦301)等が変更になりますが、制度改正後も全ての様式を引続きご使用できます。

事務取扱要領と Q&A の改定に係る追補版は、中小機構のホームページでお知らせします。

<申込書、貸付請求書の変更点> 下線が改正箇所

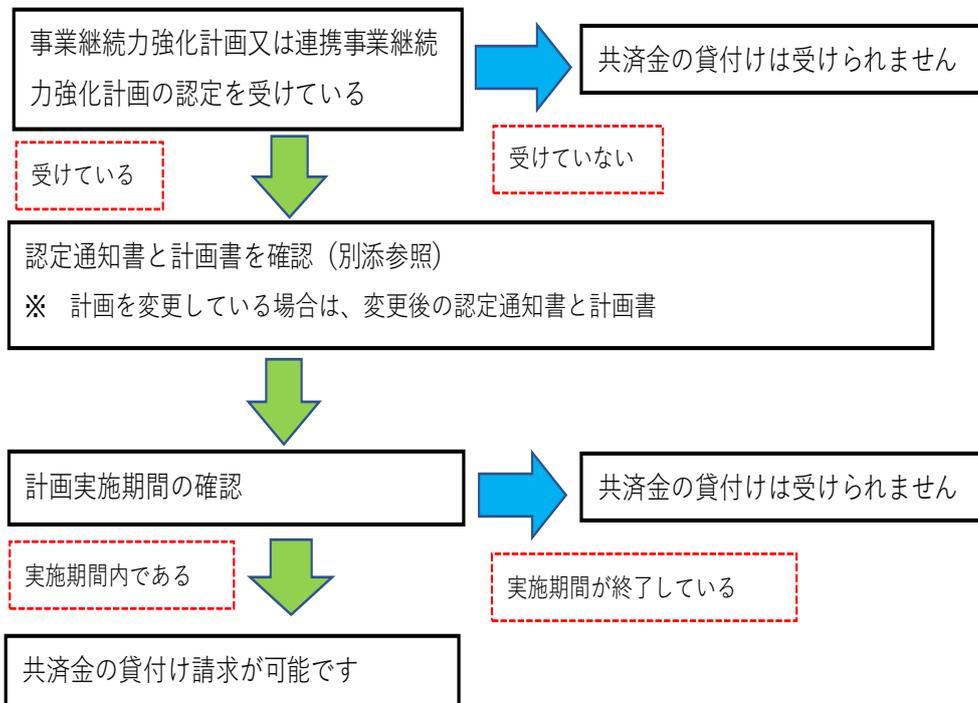
<p>中小企業倒産防止共済契約申込書（様式㊦101）</p>	<p>3 頁</p>	<p>(2) 共済金の貸付けが受けられない場合</p> <p>④ 共済金の貸付請求の時に共済契約者が中小企業者でないとき。<u>ただし、中小企業者の範囲を超えている場合でも、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、その計画実施期間中の事業者は、中小企業者とみなす。</u></p>
<p>中小企業倒産防止共済金貸付請求書（様式㊦301）</p>	<p>B 欄</p>	<p>4. 共済金の貸付けが受けられない場合</p> <p>(4) 共済契約者が貸付請求時点で中小企業者でないとき。なお、中小企業者の範囲は右の別表のとおりです。<u>ただし、中小企業者の範囲を超えている場合でも、中小企業等経営強化法に基づく事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受け、その計画実施期間中の事業者は、中小企業者とみなします。</u></p> <p>5. 提出書類</p> <p>◆その他必要に応じて提出が必要な書類</p> <p><u>(17) 事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定通知書及び計画書の写し（「事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画」の認定を受けた事業者で、計画実施期間中に中小企業者の範囲を超えて共済金の貸付けを受ける場合）（注）計画を変更している場合は、変更後の認定通知書及び計画書の写し</u></p> <p>左記 A 欄および下記により事業活動等の内容を確認し、併せて貸付申請についても適格であることを確認しました。</p> <p>(1) 中小企業者 <u>（中小企業等経営強化法第 64 条の 2 により中小企業とみなされている事業者を含む）</u> である。</p>
<p>再取引先事業者の倒産に係る中小企業倒産防止共済金貸付け適用に関する申請書（様式㊦350）</p>		<p>第 3 条</p> <p>(3) 当該共済契約者が共済金の貸付けの請求の時に中小企業者であること。<u>ただし、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 5 6 条第 1 項又は第 5 8 条第 1 項の認定を受けた同法第 2 条に規定する中小企業者であつて、当該認定の申請（同法第 5 7 条第 2 項に規定する認定事業継続力強化計画又は第 5 9 条第 2 項に規定する認定連携事業継続力強化計画の実施期間の開始前に同法第 5 7 条第 1 項又は第 5 9 条第 1 項の規定による変更の認定の申請があつたときは、当該変更の認定の申請）の時に於いて法第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であつた者が当該認定の申請の時から当該認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施期間の終了までの間に同項に規定する中小企業者でなくなつた場合には、当該事業者は、当該認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画の実施期間内においては、引き続き同項に規定する中小企業者とみなす。</u></p>

### 3 委託機関・関係機関の皆様へのお願い

制度改正に伴い、事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画の認定を受けた倒産防止共済の契約者は、共済法の中小企業者でなくなっても、計画の実施期間中であれば、中小企業倒産防止共済法第9条に規定する共済金の貸付け請求を行うことができます。

これまでは、中小企業倒産防止共済の契約者が、共済金の貸付け請求時に共済法の中小企業者でない場合は、その場でお断りをしてもらいましたが、今後は以下の点をご確認ください。

#### 中小企業倒産防止共済の契約者が中小企業者でない場合



本件の内容につきましては、中小企業基盤整備機構のホームページにも掲載しますので、併せてご活用ください。

中小企業基盤整備機構ホームページ 制度改正について

[https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/governing\\_laws.html](https://www.smrj.go.jp/kyosai/info/governing_laws.html)

#### 【問い合わせ先】

共済相談室（コールセンター）電話 050-5541-7171 平日：9時～17時